

【テピアマンスリー 今月の話題】2023年6月号

フィリピン：プラスチック包装の生産者責任制度の運用開始

マルコス Jr. 新政権が2022年6月末に発足したフィリピンでは、2023年初めに新政権のビジョンを示す「フィリピン開発計画2023-2028」が、また「持続可能な消費と生産のためのフィリピン行動計画」の改訂版も公表された。

アジア開発銀行の支援の下で国家経済開発庁(NEDA)により策定された同行動計画では、2030年までの短期・中期目標と2040年までの長期目標が定められている。フィリピン政府は環境政策の一環として、循環経済の推進に力を入れており、下記の通り、拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility: EPR)制度を段階的に導入していく目標を立てている。

<EPR関連の指針(一部抜粋)>

| 短期(2022-2023) | 中期(2024-2030) | 長期(2031-2040) |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・大企業にEPRプログラム実行の義務を課す「プラスチック包装に関する拡大生産者責任法」の施行、企業のサステナビリティレポートへの連結・中規模企業向けのサステナビリティレポートガイドラインの策定 | <ul style="list-style-type: none">・<u>プラスチック以外の廃棄物のためのEPRの制度化</u>・環境負荷が低く、耐用性のある代替製品の開発支援・中規模企業のためのサステナビリティレポートガイドラインの導入及び実施・上場企業のサステナビリティレポートについての第三者監査の実施 | <ul style="list-style-type: none">・実施状況のレビュー、評価 |

出典：NEDA「持続可能な消費と生産のためのフィリピン行動計画」

<プラスチック廃棄物に関するEPRの導入>

フィリピンでは2022年7月下旬に共和国法第11898号「プラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任法(以下、2022年EPR法)」が制定された。2022年EPR法は、「2000年固形廃棄物エコロジカル管理法(共和国法第9003号)を改正するとともに、新たに追加された第Ⅲ-A章において、全種類の廃棄物に関するEPRの枠組み(第1条)とプラスチック包装に関するEPR(第2条)を定めている。

対象となる製品は、輸送、流通、販売において、商品の運搬や保護、包装のために使用されるプラスチック包装で、EPR プログラムの実行を義務付けられた企業は、発生したプラスチック包装の適切且つ効果的なリカバリー・処理に対して責任を負うことになる。

■ EPR 関連法規の制定・施行タイムライン

- ✓ 2022 年 7 月 23 日 「2022 年 EPR 法」の制定→2022 年 8 月 12 日付で発効
- ✓ 2023 年 1 月 24 日付で環境天然資源省令「2022 年 EPR 法の実施規則」発行→2023 年 2 月 17 日付で発効

(今後の主なスケジュール)

- ✓ 2023 年 9 月 30 日までに監査マニュアルと認定システムが整備される。
- ✓ システム導入後、ステークホルダーが 2024 年 1 月より利用できるように、ガイドランスが提供される。
- ✓ 違反の裁決に関する規則及び手続について、2022 年 EPR 法の実施規則の発効(2023 年 2 月 17 日) から 1 年以内に汚染裁定委員会より定められる。

■ EPR プログラムの順守対象エリア

2023 年はメトロ・マニラ、メトロ・セブ、メトロ・ダバオの 3 つのエリアから開始し、2028 年までに段階的に地方の市町村へと拡大していく。

■ EPR が義務付けられる企業

総資産が 1 億ペソを超える製品生産者は EPR プログラムの実行が義務付けられており、それ以外の企業は奨励されているのみである。

■ EPR 制度における対象事業者の義務

EPR 法の対象企業または対象企業から成る生産者責任組織 (PRO) は、2022 年 EPR 法施行後 6 か月以内に EPR プログラムを国家固形廃棄物管理委員会 (NSWMC) に提出し、登録しなければならない。また、登録後は EPR プログラム順守報告書を毎年提出する必要がある。

■ EPR プログラムの要件

1. 包装材の種類及び包装材が使用される製品のブランド名
2. 定められた期間 (12 ヶ月) 内におけるプラスチック包装材ごとの重量 (kg) (プラスチック包装フットプリント)
3. プラスチック包装フットプリントのリカバリー・転換の目標量 (kg)
4. その他の EPR プログラム (プラスチック包装廃棄の回避・削減、再利用性や耐用性を高めるための再設計等)
5. リカバリー、再利用、リサイクリング、適切な処理を促進するための包装材のラベル表示

6. EPR プログラムの実践状況

7. EPR の順守状況

■ リカバリー率の目標（前年のプラスチック包装発生量に対して）

| | |
|----------|-------|
| 2023 年 | : 20% |
| 2024 年 | : 40% |
| 2025 年 | : 50% |
| 2026 年 | : 60% |
| 2027 年 | : 70% |
| 2028 年以降 | : 80% |

■ EPR 実施体に対する優遇措置

EPR プログラムの実施企業または組織は、1997 年制定の内国歳入法で定められた承認プロセスに沿って税制優遇を受けることができる。

EPR にかかる費用は、同内国歳入法に従い、総所得からの控除が可能な必要経費とみなされる。

■ 罰則

未登録、またはリカバリープログラムの規定に違反した企業は、500 万～2,000 万ペソの罰金が科せられる。

出典：共和国法第 11898 号「プラスチック廃棄物に関する拡大生産者責任法（2022 年 7 月 23 日付）」及び環境天然資源省令「共和国法第 11898 号の実施規則（2023 年 1 月 24 日付）」より作成

フィリピンはプラスチック包装から EPR 制度の運用を開始し、10～20 年のスパンで EPR の対象製品を広げながら実施レベルを上げていく構想であるが、EPR に限らず、こうしたプログラムは法令通りになかなか進まないことを関連省庁も認識しているだろう。EPR について各国が異なる規則を定める中、フィリピン政府がどのように EPR 制度の運用を推し進めていくか注視していきたい。

（落合宏和）